

| 項目 | 管轄財務局等 | 業態 | 計画の概要 |
|--|--------|------|--|
| 中小企業金融の再生に向けた取組み | | | |
| 1. 創業・新事業支援機能等の強化 | | | |
| (1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化 | | | |
| | 関東 | 銀行 | 審査部門に外部から人材を登用。戦略的業種(医療・福祉関連)に新たに担当者を配置。また、外部機関と提携を行いより専門性の高い審査を行う。 |
| | 四国 | 銀行 | 業種別(船舶貸渡業・ノンバンク)の審査体制を拡充し、海運業、土木・建設業の業種別担当者の配置。また、特定業種の会社へ研修生を派遣。 |
| | 九州 | 銀行 | 発展性が見込める分野として、医療福祉業・IT業等に専任者を配置。 |
| | 沖縄 | 銀行 | 地場の有望産業である観光、健康等の業種別担当者の配置。 |
| | 北海道 | 信用金庫 | 融資エリアの中核店舗に中小企業診断士4名を配置した起業家支援センターを設置。審査難度が高い融資案件について、営業店と連携することにより審査態勢を強化。 |
| | 中国 | 信用金庫 | 中小企業診断士を中心とする「お客様サポートセンター」・経営支援室の新設による新規創業支援、経営相談、経営支援等、企業の成長段階に応じた経営情報の提供。 |
| (2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施 | | | |
| | 東北 | 銀行 | ISO審査員、中小企業診断士等専門的な知識を有する人材を育成。 |
| | 中国 | 銀行 | 行内で業種別企業掌握力強化研修」を精力的に実施。 |
| (3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画 | | | |
| | 関東 | 銀行 | 地元国立大学の知的財産戦略本部と連携し、県内中小企業が大学の知的財産を活用できるような枠組みを検討。 |
| | 関東 | 銀行 | 地区工業連絡会(地元企業数百社)の設立。産学官連携と企業再生、産業創出を目指し、2市5町の商工会等11経済団体の広域ネットワークを、当行が働きかけて設立。地域内連携強化を図るとともに、研究所、大学等との交流会を開催。 |
| | 関東 | 銀行 | 産業技術全般に精通している専門家と技術アドバイザー契約を締結。企業訪問によるコンサルティング・技術評価等を行い、新規投資融資案件を発掘。 |
| | 東海 | 銀行 | 大学との「産学連携地域活性化研究会」において県等と連携し、日本政策投資銀行などの協力を得て知的財産評価機構(仮称)、(NPO法人)の設立および知的財産評価に基づく融資制度の創設を検討。 |
| | 近畿 | 銀行 | 産業クラスター計画に係る補助金交付先に対するつなぎ融資制度(産業クラスター計画サポートローン)を創設。 |
| | 中国 | 銀行 | 工業技術相談担当を配置し、ベンチャー企業・地元企業の製品開発や製造ライン改善などの技術アドバイスを提供 |
| | 関東 | 信用金庫 | 金庫主体の出資により、産学の両方が連携した事業支援のためのファンドを組成。 |
| | 近畿 | 信用金庫 | 地元大学等と産学連携機構」を創設し、新規事業創出を支援するとともに資金面でバックアップ。また、産学連携コーディネーターの大学への常駐派遣により、技術評価のノウハウを蓄積し、企業の将来性や技術力を的確に評価した与信判断基準を構築。 |
| (4) ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調融資等連携強化 | | | |
| | 関東 | 銀行 | 日本政策投資銀行との連携により「知的財産権担保融資」新株予約権付融資」の取扱を開始し、従来「担保不足」がネックとなり取上げ困難であったベンチャー企業等への取組みを強化。 |
| | 関東 | 銀行 | 県等と連携しベンチャー支援を目的としたファンドに出資。 |
| | 東海 | 銀行 | 当行、証券会社、監査法人を運営メンバーとし、伝統的中堅企業をサポート役とした民間主導のネットワーク型ベンチャー支援組織を整備。今後は日本政策投資銀行等と連携し情報の共有化を図っていく。 |
| | 関東 | 信用金庫 | ベンチャーキャピタル子会社を設立、中小企業総合事業団と連携し創業・新事業支援ファンドを組成予定。 |
| (5) 中小企業支援センターの活用 | | | |
| | 四国 | 銀行 | 中小企業支援センターと連携し、銀行のコンサルティング機能の一部として活用。 |
| | 北陸 | 信用金庫 | 中小企業支援センター等と連携して、RCCに債権譲渡された企業(破たん金融機関の取引先)について掘り起こしを行い、再生可能と判断される企業へ融資。 |
| | 近畿 | 信用組合 | 中小企業支援センターで事業認定を受けた創業者に対して、自治体の制度融資の限度額を上回って必要となる資金を一定額まで融資。 |
| 2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化 | | | |
| (1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備 | | | |
| | 北海道 | 銀行 | インターネットによる会員制の法人経営者向け情報提供サービスを開始。 |

| 項 目 | 管轄財務局等 | 業態 | 計画の概要 |
|--|--------|------|---|
| | 関東 | 銀行 | 自行独自のビジネスマッチング制度を導入。本制度導入後、情報の受発信が活性化し、成約件数も大幅に増加。 |
| | 関東 | 銀行 | 本部・支店が個々に保有する情報を、有機的に結合した情報営業体制を導入。経営情報やマッチング情報を全行でリアルタイムに共有。 |
| | 九州 | 信用金庫 | 中小企業の育成のために自金庫が主催して海外貿易ミッションを派遣し、取引先に対し海外企業との商談の場を提供。 |
| | 東北 | 銀行 | 近隣三県の地域銀行が提携し、県境を超えた販路開拓や企業進出、M & Aに関するビジネス情報の提供・マッチングに取り組む。 |
| | 東海 | 銀行 | |
| (2)コンサルティング業務、M&A業務等の取引先企業への支援業務の取組み | 沖縄 | 銀行 | 会員企業に対する県外販路拡大のための商談会出席への支援等 |
| (3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表 | 東海 | 銀行 | コンサルティングについて、医療介護、ベンチャー、産学官等の分野にそれぞれ専担者を設置し対応。 |
| | 近畿 | 銀行 | アジアへの海外進出を図る中小企業に対する情報提供や支援 |
| | 関東 | 銀行 | 企業支援部内に温泉旅館専任チームを設置。企業支援部担当者の地区駐在制スタート(4地区)。 |
| | 九州 | 銀行 | 10年9月経営改善指導班を設置、人員強化や融資支援システム 経営改善ソリューションソフトの導入などにより取組中。 |
| | 九州 | 銀行 | 監査法人と提携し、定期的に再生スキーム等について協議。 |
| | 福岡 | 銀行 | 「不良債権処理の加速化と事業再生の同時実現」により、中期経営計画(15年度～17年度)の最終期には不良債権比率3%を目指す。 |
| | 東海 | 信用金庫 | 経営コンサルタントのニーズがある中小企業に対して、当該中小企業の費用の低減を図るため、地元のパランテア的な任意団体(大手企業を退職し、いろいろなノウハウを持った人が集まった団体)を紹介。 |
| (4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施 | 近畿 | 銀行 | 業界・業態別の経営診断・マーケティングアドバイスの技法を習得することを目的に、中小企業診断士による研修を実施 |
| (5) 地域金融人材育成システム開発プログラム等への協力 | 関東 | 銀行 | 経営管理、財務改善に関する知識を習得する業種別セミナー(旅館・ホテル、建設業、製造業、流通業)を開催。 |
| | 関東 | 銀行 | 地域の税理士の協力を得て、中小企業の代表者・財務責任者を対象とし、財務・経営管理能力向上を目的とした講習会を実施。 |
| | 福岡 | 銀行 | 地域での産学官一体となった中小企業の財務・経営管理能力向上支援の活動について、地域金融機関として積極的に協力。 |
| 3. 早期事業再生に向けた積極的取組み | | | |
| (1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。早期事業再生ガイドラインの趣旨を踏まえた事業再生への早期着手 | 関東 | 銀行 | プリパッケージ型事業再生(民事再生法等の活用)及び私的整理ガイドラインの活用に関する当行基準の策定と活用のための体制整備。 |
| | 関東 | 銀行 | 私的整理ガイドラインの活用実績を踏まえ、ノウハウを共有するための行内勉強会を実施。 |
| | 福岡 | 銀行 | 個社の状況に応じ、プリパッケージ型事業再生、私的整理ガイドライン等の中から最適な事業再生方法を採用。 |
| (2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファントの組成の取組み | 東海 | 銀行 | 日本政策投資銀行と連携し、地域の中小旅館向けの企業再生スキームを組成。 |
| | 北海道 | 銀行 | 自治体と共同で中小企業向けの再生ファントを設立。 |
| | 九州 | 銀行 | |
| | 福岡 | 銀行 | 不良債権のオフバランス化と事業再生を同時実現するために、9月に地域型再生ファントを組成。 |
| (3) デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用 | 関東 | 銀行 | DES活用実績を取りまとめ活用を図るとともに、外部ネットワークとの連携によるデューデリジェンス体制を検討 |
| | 関東 | 銀行 | DIPファイナンスの新規案件の発掘、リスクに見合った収益性の確保の推進。 |
| | 中国 | 銀行 | DIPファイナンスの行内ガイドライン制定 |
| (4) 中小企業再生型信託スキーム等、RCC信託機能の活用 | 北海道 | 銀行 | 地元企業の再生のため、RCCの信託機能を積極的に活用。 |
| | 近畿 | 銀行 | RCC金銭外信託を活用した早期事業再生計画案を受諾し、支援実施予定。 |

| 項目 | 管轄財務局等 | 業態 | 計画の概要 |
|--|--------|------|--|
| (5) 産業再生機構の活用 | 東北 | 銀行 | 地場百貨店の事業再生に向け産業再生機構を活用。 |
| (6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用 | 東北 | 銀行 | 中小企業再生支援協議会を活用し信用保証協会等とも協議の上、再生計画策定を支援。 |
| | 四国 | 信用金庫 | 経営改善計画が中小企業再生支援協議会等の審査を了した案件について、優遇金利・原則無担保で貸出し、計画どおり改善されれば優遇金利を引き続き適用する新商品の発売。 |
| | 中国 | 信用組合 | 当組合がメイン取引先となっている企業に支援協議会を紹介。商工会議所、診断士と連携し、再生計画の策定・承認を受けている。(県内第1号) |
| (7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施 | 関東 | 銀行 | 企業再生に関する行内資格制度を創設し、融資・渉外担当者の中小企業に対する経営改善支援の意識を向上。 |
| | 関東 | 銀行 | 企業再生支援スキルの行内認定制度を検討。 |
| | 中国 | 銀行 | 行内で「企業再生研修」を精力的に実施。 |
| 4. 新しい中小企業金融への取組みの強化 | | | |
| (1) ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方 | 関東 | 銀行 | スコアリングモデルを活用した無担保・無保証の商品(ミレリリスク・モデルリターン商品)について、専門店舗を置いて積極的に販売。 |
| | 北陸 | 銀行 | 財務指標が一定の水準を達成できない場合に金利等の融資条件が変更される財務制限条項付の無担保無保証貸出商品を開発。 |
| | 北陸 | 銀行 | 起業家支援及び事業再生支援の無担保・第三者保証不要の融資制度を創設。 |
| | 四国 | 銀行 | 「保証人管理システム」(自行開発)を導入し、保証人の保証内容や異動状況等の情報を全店ベースで共有化を図る。 新しい中小企業金融の法務に関する研究会報告書」におけるモデル取引事例を受け、実務レベルで疑似エクイティ部分の優先株式への転換等を検討。 |
| | 九州 | 銀行 | NPO支援無担保貸付商品の開発 |
| | 関東 | 信用金庫 | 現状、経営内容が厳しくとも、資金繰りを支援することで再生・再建できると目利きした企業に対し、無担保・第三者保証不要の資金を提供。 |
| | 中国 | 信用金庫 | デフォルトデータ蓄積により、内部スコアリングモデルに基づく新規商品を販売予定。 |
| | 東北 | 信用組合 | 一定額以上の取引先を対象に、本部と営業店で財務資料及び取引方針を常時共有する債権管理の仕組みを構築し、経営内容の変化を的確に把握。 |
| (3) 証券化等の取組み | | | |
| | 関東 | 銀行 | 県と共同で地域CLO(貸付債権担保証券)のスキームを組成。CLO取扱開始に際しては、地域内中小企業のニーズのできる限りの吸い上げに努め、主体(アレンジャー)となって取組むスキームの検討。 |
| | 関東 | 銀行 | 他地域の銀行と共同でSPCを設立、運営し、売掛債権、ローン債権等の流動化スキームを検討。 |
| (4) 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備 | | | |
| | 東海 | 銀行 | 税理士からの紹介による融資商品を開発予定。 |
| (5) 信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用 | 近畿 | 信用金庫 | 金庫の会員である税理士と顧問契約を結んでいる企業を対象とした金利優遇商品の増強や、会員税理士のネットワークを活用した新規顧客の開拓、迅速な審査体制の構築。 |
| | 関東 | 銀行 | 顧客とのコミュニケーションツールとして、中小企業財務データの中での各顧客の財務面の位置づけなどを示す、企業カルテを導入する。 |
| | 関東 | 銀行 | グループ関連会社を通じて、県内信金にスコアリングモデルを提供。県のマーケットをより反映したスコアリングモデルの構築。 |
| | 近畿 | 銀行 | CRD(信用リスクデータベース)のスコアリングモデルを審査と金利設定に活用した無担保・第三者保証不要の新商品の開発。 |
| 5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化 | | | |
| (1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備 | 関東 | 銀行 | 契約書等の照会窓口として専担者を配置。業績課の中で、取組姿勢を厳しく評価。 |
| | 中国 | 銀行 | 「説明義務遂行マニュアル」策定 |
| (3) 相談・苦情処理体制の強化 | 関東 | 銀行 | 苦情トラブルの一元管理と計量化の実施 |
| | 九州 | 銀行 | 「苦情・事務ミス」のデータベース化による情報共有化及び再発防止への活用。 |

| 項 目 | 管轄財務局等 | 業態 | 計画の概要 |
|---|----------|----------|--|
| | 福岡 | 信用組合 | 「お客様相談窓口」を設置し、顧客周知用チラシを配付。コールナンバーは0120(無料コール)を使用。 |
| .各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み | | | |
| 3.ガバナンスの強化 | | | |
| (1)株式会社公開銀行と同様の開示(タイムリーディスクロージャーを含む)のための体制整備等 | 四国 | 銀行 | 証券取引所のでめる適時開示規則に則った開示を実施。 |
| (2) 半期開示の実施 | 中国 | 信用金庫 | 半期ディスクロ誌作成のみならず、支店長等が半期毎に地公体、総代、大口取引先へ経営情報等の説明に赴く。 |
| (2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備 | 福岡 | 信用金庫 | 総代の70歳定年制及びディスクロ誌での総代の氏名掲載。一定の取引がある会員を対象に総代会の主な議案を事前に説明し、総代会でその意見を紹介する等といった仕組みの検討。 |
| | 中国 | 信用組合 | 総代選考基準の開示、総代の重任の制限や定年制を検討するとともに、情報提供や自由に意見交換ができる場として総代懇談会(又は組合員懇談会)を開催。 |
| 4.地域貢献に関する情報開示等 | | | |
| (1)地域貢献に関する情報開示 | | | |
| | 関東 | 銀行 | 15年3月期のディスクロ誌において、「地域への信用供与」、「地域振興への貢献」、「地域サービスの充実」等について、顧客に分かりやすい形で情報開示を大幅に充実。 |
| | 近畿 | 銀行 | 預金・貸出金両面において環境保全を支援する取組みを行い、その状況等を四半期ごとに開示。 |
| | 九州 沖縄 | 銀行 銀行 | 利用者へのアンケート調査を実施し、評価等を把握、改善。 |
| | 関東 | 信用金庫 | 金融業務を通じた地域社会への貢献についてのディスクロ誌をとりまとめ、発刊。 |
| | 北海道 | 信用組合 | 地域貢献活動として何が期待されているかを、組合が参加している各種行事等を主催する団体にヒアリングし、地域貢献活動の内容の見直し・充実を図り、活動内容を公表。 |

(注)上記取組みは今後実施予定のものを含む。